



ネット行使してアンケートに回答すると…

20名につき1名様に500円分の
キャッシュレスポイントが
当たります！

詳しくはこちらより
 ご確認ください

詳しくはこちらより
ご確認ください



好きなキャッシュレスポイントが選べます



※上記の内容は予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

事前行使期限・
事前質問受付期限
2025年9月26日(金) 18時30分まで



第21回 定時株主総会

招集ご通知

第 1 号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案

取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件

事前行使期限・事前質問受付期限

2025年9月26日(金)

18時30分まで

事前のネット行使 + アンケートご回答で

キャッシュレス
ポイントをプレゼント



グリーホールディングス株式会社
証券コード:3632

株主総会の流れと 事前の議決権行使方法 についてのご案内

株主総会 開催前

開示書類を
見る



事前公開している
報告動画を見る



事前質問をする
／回答を見る



グリーホールディングスの株主
総会に関する情報、その他お手
続等に関しては、右記サイトで
ご案内しています。



グリー株主総会Portal



グリーホールディングス株式会社 コーポレートサイト
<https://hd.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html>



9月26日(金)まで

議決権を事前行使する

事前のネット行使+
アンケート
ご回答の方に
抽選で
電子ギフト有り



株主総会
終了後

オンデマンド配信
を見る



※10月10日(金)
公開予定



※11月4日(火)
公開予定



インターネット等による 議決権行使の場合

I. QRコードを読み取る方法

アクセス通知(ハガキ)に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。



アクセス通知(ハガキ)に記載のQRコードを読み取り、画面の案内に従って賛否を入力

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です

行使
期限

2025年9月26日(金曜日)18時30分まで

II. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト「e-Voting」でアクセス通知(ハガキ)に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力後、画面の案内に従って賛否を入力



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

議決権行使サイト「e-Voting」

<https://evote.tr.mufig.jp/>

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

III. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、上記 I.・II.以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

当日出席
される方

万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、
当日出席を予定している株主様におかれましても、議決権の事前行使を推奨いたします。

出席する
〈オンライン〉



質問をする



議決権を
行使する



開示書類を見る

臨時報告書/
コーポレート・ガバナンスに
関する報告書



株主様からの
質問と回答を見る



※10月10日(金)
公開予定



※11月4日(火)
公開予定



書面による議決権行使の場合

(2025年6月末までに書面交付請求をされた株主様)

行使
期限

2025年9月26日
(金曜日)18時30分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。(2025年6月末までに書面交付請求をされていない株主様が書面による議決権行使を希望される場合は、アクセス通知(ハガキ)の「議決権行使サイトのご案内」の【ご注意事項】をご確認ください。)

○複数回議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。ただし、インターネット等と書面との双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。
○書面による行使において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

証券コード 3632
2025年9月12日
(電子提供措置の開始日)2025年8月29日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリーンホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 田 中 良 和

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会は、場所の定めのない株主総会といたします。ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、本通知の「本株主総会運営についてのご案内」をご確認ください。

また、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、本通知1～2頁の「事前の議決権行使方法についてのご案内」をご参照のうえ、2025年9月26日(金)18時30分までにインターネット等又は書面により議決権行使をお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとっており、下記の当社コーポレートサイト及びプロネクサス掲載サイトに「第21回定時株主総会招集ご通知(電子提供措置事項のうち交付書面記載事項)」及び「第21回定時株主総会資料(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)」として掲載しておりますので、ご確認ください。

【当社コーポレートサイト】

URL : <https://hd.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【プロネクサス掲載サイト】

URL : <https://d.sokai.jp/3632/teiiji/>



敬具

記

- 1. 日 時** 2025年9月29日(月)14時
配信開始時刻は13時30分です。通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2025年9月30日(火)14時に延期いたします。
- 2. 開催方法** 場所の定めのない株主総会(完全オンライン株主総会)
当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、本通知の「本株主総会運営についてのご案内」をご確認ください。
- 3. 目的事項
報告事項** 第21期(自2024年7月1日 至2025年6月30日)
(1) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件

【インターネットによる議決権行使のご案内】

ご所有のパソコン・スマートフォン等から議決権行使サイト[e-Voting](<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

<ログインID・仮パスワードのご案内>

2025年9月12日に発送予定のアクセス通知(ハガキ)に記載されています。

なお、2025年6月末までに書面交付請求をされた株主様におかれましては、2025年9月12日に発送予定の本通知とあわせてお送りする議決権行使書をご参照ください。

【書面による議決権行使のご案内】

2025年6月末までに書面交付請求をされた株主様は、2025年9月12日に発送予定の本通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。2025年6月末までに書面交付請求をされていない株主様が書面による議決権行使を希望される場合は、2025年9月12日に発送予定のアクセス通知(ハガキ)の「議決権行使サイトのご案内」の【ご注意事項】をご確認ください。

以上

- =====
- ◎本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎複数回議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。ただし、インターネット等と書面との双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。
 - ◎書面による議決権行使において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎2025年6月末までに書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、当該書面からは次に掲げる事項を除いております。書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。会計監査人が監査した対象書類は含まれておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◆事業報告の以下の事項
 - ・企業集団の現況(一部)、対処すべき課題、会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、会社役員に関する事項(一部)、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ◆連結計算書類の以下の事項
 - ・連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書(ご参考)、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)、連結注記表
 - ◆計算書類の以下の事項
 - ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◆監査報告
 - ・連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査等委員会の監査報告
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、本株主総会終了後、当社コーポレートサイトにその結果を掲載いたします。
- =====

本株主総会運営についてのご案内

1. 完全オンライン(株主総会場所の定めのない株主総会)の出席方法について

場所の定めのない株主総会への出席は、会社法上の「出席」として扱われます。

本株主総会当日に株主様専用サイト『グリーン株主総会Portal』から遷移する動画配信画面(以下「配信画面」といいます)を通じ、本株主総会のライブ配信をご視聴いただきながら、議決権の行使・ご質問等を行うことができます。

※場所の定めのない株主総会はバーチャルオンリー株主総会と表記されることがございます。

当社では株主様の理解促進のため、ご案内文等で「完全オンライン株主総会」と表現しています。

【グリーン株主総会Portal】 ※オープン予定：2025年9月12日(金)～



<出席の手順>

- ・本株主総会当日、『グリーン株主総会Portal』にログイン後、「出席」ボタンを押下
- ※配信開始は13時30分を予定しております。

<ログインID及びパスワード>

- ・ログインID及びパスワードは、2025年9月12日発送予定のアクセス通知(ハガキ)に記載されております。

なお、2025年6月末までに書面交付請求をされた株主様は、2025年9月12日発送予定の本通知とあわせてお送りする議決権行使書面に印字された「ログインID(ハイフンを除く15桁)」及び「仮パスワード」をご利用ください。

<出席に関する注意事項>

- ・本株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信で確認いただくことができます。出席するためには、株主様において、通信環境を整えていただく必要がございます。
- ・株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合又は通信環境等を原因として、株主様が出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、予めご了承ください。
- ・『グリーン株主総会Portal』におけるライブ配信の動画、音声及び画像の撮影・録画・録音・保存・SNSなどでの投稿等のご遠慮ください。

- ・ライブ配信の対応言語は日本語のみとなりますので、予めご了承ください。
- ・万が一、ログインID及びパスワードを紛失された場合は、下記にお問い合わせください。なお、再発行には一定のお時間を要しますのでご注意ください。

【三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部】
0120-232-711(フリーダイヤル)
受付時間：土・日・祝日等を除く9時～17時

2. ご質問方法について

ご質問につきましては、本株主総会当日、議長が指定する方法に従い、配信画面を通じて行っていただきます。なお、本株主総会開催中に、いただいたご質問の全てに回答できない場合がございますが、当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、原則として全ての質問及びこれに対する回答を後日当社コーポレートサイトに掲載いたします。

また、当日出席されない株主様におかれましては、『グリーン株主総会Portal』を通じて事前質問を行うことができますのでご活用ください。事前質問につきましては、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、『グリーン株主総会Portal』において、株主様のご質問とその回答を適宜掲載いたします。なお、事前に回答を掲載していない質問を含め、全ての質問及びこれに対する回答を後日当社コーポレートサイトに掲載いたします。

◆事前質問の受付期間：2025年9月12日(金)15時～2025年9月26日(金)18時30分

3. 動議について

動議につきましては、本株主総会当日、議長が指定する方法に従い、配信画面を通じて行っていただきます。

4. 議決権行使の方法

インターネット等又は書面による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日は、配信画面を通じて議決権を行使いただくことが可能です。議事進行の様子をライブ配信でご覧いただいたうえで、議長の案内に従い、議決権を行使していただきますようお願いいたします。

なお、インターネット等又は書面により事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権行使されなかった場合は、インターネット等又は書面により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

5. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

- ①通信障害対策が講じられた株主総会専用システムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。
- ②通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日に、延会又は継続会の議長一任決議について諮り、また株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備します。
- ③通信障害等により、本株主総会当日、招集の日時に開催することができない場合に備えて、予備の日時を、本株主総会の招集決議において決定し、株主様に通知いたします。

6. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

- ①インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使ください。
- ②本通知により、報告事項及び決議事項に関する情報提供を行うことに加え、場所の定めのない株主総会に関して分かりやすい形で情報提供を行います。
- ③原則として事前質問はインターネットを利用した株主総会専用システムにより受け付けますが、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面による事前質問を受け付けます。株主様から受け付けた事前質問に関しましては、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、原則として受付方法にかかわらず、全ての質問及びこれに対する回答を後日当社コーポレートサイトに掲載します。

7. 代理出席の取扱いについて

代理人による出席を希望される株主様は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社の議決権を有するほかの株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。なお、株主総会に先立って、当社に、「代理権を証明する書面」として「委任状」及び「委任者の本人確認書類」のご提出が必要となります。お手続き方法の詳細は『グリーン株主総会Portal』のご案内をご確認ください。

◆受付期間：2025年9月12日(金)15時～2025年9月18日(木)18時30分(必着)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ)全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員会は、取締役会の諮問機関である、社外取締役3名、社外取締役である常勤監査等委員1名及び代表取締役会長1名の計5名で構成される指名委員会が審議した取締役候補者について、その決定の方針・考え方及び審議プロセスを確認しました。それらについて異議はなく、その結果、各候補者が取締役として適任であると判断しております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	田中 良和	代表取締役会長兼社長 最高経営責任者	再任
2	藤本 真樹	取締役上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長	再任
3	大矢 俊樹	取締役上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長	再任
4	小竹 讀久	取締役上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長	再任
5	荒木 英士	取締役上級執行役員 メタバース事業本部長、IP事業本部長	再任
6	夏野 剛	社外取締役	再任 社外 独立
7	飯島 一暢	社外取締役	再任 社外 独立
8	水野 道訓	社外取締役	再任 社外 独立

(注)1. 候補者田中良和氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 夏野剛氏、飯島一暢氏及び水野道訓氏は、社外取締役候補者であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
- 当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。夏野剛氏、飯島一暢氏及び水野道訓氏の再任が承認された場合、当社は3氏の間で当該契約を継続する予定であります。
- 夏野剛氏が取締役代表執行役を務めている株式会社KADOKAWAにおいて、同氏が代表取締役として在任中でありました2022年8月から10月にかけて、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考に関し、同社元役職員が東京地方検察庁より捜査を受け、贈賄の容疑で有罪判決を受けております。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より幅広い経営者としての法令順守の視念に立った有用な提言を行い、当該事実の判明後においては再発防止に向けた取り組みについて意見表明を行うなど、適正に職務を遂行いたしました。
- 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年8月21日現在の株式数を記載しております。

再任

1 た なか よし かず
田 中 良 和



生年月日 1977年2月18日生
所有する当社の株式数 14,846,466株

■ 略歴・地位・担当

1999年4月	ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)入社	2019年10月	当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業管掌
2000年2月	楽天株式会社(現：楽天グループ株式会社)入社	2022年1月	当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業本部長
2004年12月	当社設立、代表取締役社長	2022年5月	当社代表取締役会長兼社長 コマース事業本部長、DX事業本部長
2013年11月	当社代表取締役社長 新規事業統括本部長	2023年8月	株式会社セコイア(旧：有限会社セコイア)代表取締役社長(現任)
2014年3月	当社代表取締役社長 コマース・メディア事業統括本部長	2024年7月	当社代表取締役会長兼社長
2014年9月	当社代表取締役社長	2024年10月	当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者(現任)
2014年9月	当社代表取締役会長兼社長		
2016年10月	当社代表取締役会長兼社長 新領域事業統括		
2017年3月	当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業統括		

■ 重要な兼職の状況

株式会社セコイア 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由等

当社創業者として、インターネットサービス全般における豊富な経験と幅広い見識に基づき、「GREE」を国内最大級のブラウザゲームプラットフォームに成長させるなど、高度な経営判断をもって長年にわたり当社グループの発展に貢献してまいりました。また、当社の更なる発展のために新しい挑戦を続け、当社グループを常にけん引してきております。以上により、「インターネットを通じて、世界をより良くする」という当社の企業ミッションを実現し、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

再任

2 ふじ もと まさ き
藤 本 真 樹



生年月日 1979年2月17日生
所有する当社の株式数 1,842,821株

■ 略歴・地位・担当

2001年4月	株式会社アストラザスタジオ入社	2017年3月	ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社)取締役
2003年1月	有限会社テューンビズ入社	2017年9月	当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発・人事統括
2005年6月	当社取締役	2019年4月	当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発統括
2010年8月	当社取締役執行役員 最高技術責任者 プラットフォーム開発本部長	2019年10月	当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発管掌
2011年7月	当社取締役執行役員 最高技術責任者 開発本部長	2021年9月	デジタル庁 最高技術責任者(現任)
2012年9月	当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発本部長	2022年1月	当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長
2013年11月	当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括本部長	2024年8月	株式会社グリー 代表取締役社長(現任)
2015年10月	当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括	2025年1月	当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長(現任)
2016年7月	株式会社ボケラボ 取締役		
2016年10月	当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発・人事統括		

■ 重要な兼職の状況

デジタル庁 最高技術責任者、株式会社グリー 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由等

「GREE」のシステム基盤を構築するなど、創業初期より開発部門に従事しインターネットサービス企業としての当社グループの発展に貢献してまいりました。テクノロジー全般における豊富な経験と高度かつ幅広い見識を有しており、引き続き最高技術責任者として当社グループの事業拡大への貢献を期待するものです。また、2021年7月よりグリープラットフォーム事業を担当しており、当該事業価値の維持と向上への貢献を期待しております。以上により、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

再任

3 おお や とし き
大 矢 俊 樹



生年月日 1969年12月16日生
所有する当社の株式数 156,816株

■ 略歴・地位・担当

1992年 4 月	監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ)入社	2019年 5 月	ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社) 取締役
1994年 3 月	公認会計士登録	2019年10月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
1999年10月	ソフトバンク・インベストメント株式会社(現：SBIホールディングス株式会社)入社		コーポレート管掌
2003年 2 月	ヤフー株式会社(現：LINEヤフー株式会社) 入社	2020年 2 月	株式会社WFS 取締役
2005年 6 月	株式会社クレオ 取締役	2021年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
2011年 4 月	株式会社クレオ 代表取締役		コーポレート管掌、投資・インキュベーション事業管掌
2012年 4 月	ヤフー株式会社(現：LINEヤフー株式会社) 最高財務責任者 執行役員	2022年 1 月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
2014年 6 月	ヤフー株式会社(現：LINEヤフー株式会社) 取締役 最高財務責任者 常務執行役員		コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当
2015年 6 月	ヤフー株式会社(現：LINEヤフー株式会社) 副社長執行役員 最高財務責任者	2022年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
2018年 4 月	ヤフー株式会社(現：LINEヤフー株式会社) 会長室シニアアドバイザー		コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業本部長
2018年 9 月	当社取締役	2023年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
2018年 9 月	株式会社ボケラボ 取締役		コーポレート本部長、経営戦略本部長
2018年10月	当社取締役上級執行役員 コーポレート統括	2024年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
			コーポレート本部長、投資事業本部長
		2024年 8 月	株式会社グリー 取締役
		2025年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高財務責任者
			投資事業本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由等

インターネット大手企業における最高財務責任者や関連会社の代表取締役を歴任、インターネット事業及びコーポレート業務全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き最高財務責任者として、当社グループの健全な事業の発展と企業価値向上への貢献を期待するものです。また2018年よりコーポレート部門の管掌役員として、2021年7月より投資事業の管掌役員として当該機能及び事業価値の維持と向上への貢献を期待しております。以上により、当社グループの持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。

再任

4 小 竹 讚 久



生年月日 1974年11月27日生
所有する当社の株式数 352,653株

■ 略歴・地位・担当

2000年 4 月	株式会社博報堂入社	2021年 7 月	当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業管掌
2008年11月	当社入社	2021年 7 月	グリーエンターテインメント株式会社代表取締役社長
2009年 1 月	当社マーケティング部長	2022年 1 月	当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業本部長
2009年 7 月	当社執行役員 マーケティング部長	2022年 7 月	当社取締役上級執行役員 新規事業開発担当
2010年 8 月	当社執行役員 マーケティング本部長	2023年 2 月	REALITY株式会社 取締役(現任)
2011年 4 月	当社執行役員 マーケティング事業本部長	2023年 7 月	当社取締役上級執行役員 経営戦略副本部長
2013年 9 月	当社取締役執行役員 マーケティング事業本部長	2023年11月	当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 経営戦略副本部長
2013年11月	当社取締役執行役員 Web Game事業統括本部 Web Game事業本部長	2023年12月	Glossom株式会社(現：グリーエックス株式会社) 取締役(現任)
2014年 9 月	当社取締役執行役員 Japan Game事業副本部長	2024年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 事業開発室長、コーポレート副本部長
2015年10月	当社取締役執行役員 Japan Game事業統括	2025年 1 月	株式会社WFS 取締役(現任)
2015年10月	ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社) 取締役	2025年 7 月	グリーエンターテインメント株式会社 取締役(現任)
2017年 9 月	当社取締役上級執行役員 Japan Game事業統括	2025年 7 月	当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長 (現任)
2019年10月	当社取締役上級執行役員 Japan Game事業管掌		
2020年 2 月	株式会社ポケラボ 取締役		
2020年 2 月	株式会社WFS 取締役		

■ 重要な兼職の状況

REALITY株式会社 取締役、グリーエックス株式会社 取締役、株式会社WFS 取締役、グリーエンターテインメント株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由等

当社事業の柱の1つであり、かつ、最大の利益貢献事業でもあるゲーム事業に入社時より従事しており、ゲーム事業を中心に、プロモーション、広告事業、IPプロデュース事業など豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年11月より最高戦略責任者として、2025年7月よりコーポレート部門の管掌役員として、グループ全体を俯瞰し、最適な事業戦略の策定と推進を行なっており、事業価値並びにガバナンスの維持と向上を期待しております。以上により、当社グループの持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

あら き えい じ
5 荒 木 英 士



生年月日 1982年7月15日生

所有する当社の株式数 63,975株

(注)株式数は、国外口座保有分を含めた
実質所有株式数を記載しております。

■ 略歴・地位・担当

2001年 5 月	有限会社ニューロン(現：ユナイテッド株式会社)入社	2017年 9 月	当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業統括
2002年12月	株式会社ニューロン(現：ユナイテッド株式会社) 取締役	2018年 4 月	株式会社Wright Flyer Live Entertainment(現：REALITY株式会社) 代表取締役社長(現任)
2004年 8 月	株式会社フラクタリスト(現：ユナイテッド株式会社)入社	2018年 7 月	当社取締役上級執行役員 Wright Flyer 事業統括
2005年 8 月	当社入社	2019年10月	当社取締役上級執行役員 Wright Flyer 事業管掌
2010年 9 月	当社メディア開発本部 ソーシャルネットワーク統括部長	2020年 7 月	株式会社WFS 取締役
2011年 7 月	当社北米事業本部 メディア開発部 統括部長	2020年10月	当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業管掌、REALITY事業管掌
2013年 9 月	当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業本部 ネイティブゲーム事業統括部長	2022年 1 月	当社取締役上級執行役員 REALITY事業本部長
2013年11月	当社取締役執行役員 Native Game事業統括本部 Native Game事業本部長	2022年 6 月	当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長
2014年 2 月	株式会社Wright Flyer Studios(現：株式会社WFS) 代表取締役社長	2023年 2 月	Glossom株式会社(現：グリーエックス株式会社) 取締役
2014年 9 月	当社取締役執行役員 Japan Game事業本部長	2025年 4 月	当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長、IP事業本部長(現任)
2015年10月	当社取締役執行役員 Japan Game事業統括	2025年 4 月	グリーエンターテインメント株式会社 取締役(現任)
2016年 1 月	当社取締役執行役員 Wright Flyer Studios事業統括		

■ 重要な兼職の状況

REALITY株式会社 代表取締役社長、グリーエンターテインメント株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由等

当社に入社以来、国内のブラウザゲーム事業及び国内外におけるアプリゲーム事業の統括を歴任し、国内外のゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。2018年よりメタバース事業の責任者を務めており、同事業では、スマートフォン向けメタバース「REALITY」、VTuber事業やWeb3事業を展開しております。2025年4月からは新たにIP事業の責任者も兼任しており、今後のさらなる事業拡大を期待しております。以上により、当社グループの持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

再任

社外

独立

6 夏の野

たけし
剛

生年月日 1965年3月17日生
所有する当社の株式数 46,766株

■ 略歴・地位・担当

1988年4月	東京ガス株式会社入社	2013年6月	トレンダーズ株式会社 社外取締役
1996年6月	株式会社ハーパーネット 取締役副社長	2014年10月	株式会社 KADOKAWA・DWANGO(現：株式会社 KADOKAWA) 取締役
1997年9月	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現：株式会社NTTドコモ)入社		トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2005年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現：株式会社NTTドコモ) 執行役員マルチメディアサービス部長	2016年6月	日本オラクル株式会社 社外取締役(現任)
2008年5月	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授	2016年8月	株式会社AWSホールディングス(現：株式会社Ubicomホールディングス) 社外取締役
2008年6月	セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役	2017年6月	株式会社ムービーウォーカー 代表取締役会長
2008年6月	びあ株式会社 取締役	2018年6月	株式会社ブックウォーカー(現：株式会社ドワンゴ) 取締役
2008年6月	トランスコスモス株式会社 社外取締役	2018年10月	株式会社ドワンゴ 代表取締役社長(現任)
2008年6月	SBIホールディングス株式会社 社外取締役	2019年2月	近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授(現任)
2008年6月	エヌ・ティ・ティ・テレソナント株式会社(現：株式会社NTTドコモ) 取締役	2020年4月	株式会社KADOKAWA 代表取締役社長
2008年12月	株式会社ドワンゴ 取締役	2021年6月	株式会社ブックウォーカー(現：株式会社ドワンゴ) 取締役
2009年6月	株式会社ディー・エル・イー 社外取締役	2022年6月	株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer(現任)
2009年9月	当社 社外取締役(現任)		
2010年12月	株式会社U-NEXT(現：株式会社U-NEXT HOLDINGS) 社外取締役(現任)	2023年6月	

■ 重要な兼職の状況

トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員)、株式会社ドワンゴ 代表取締役社長、株式会社U-NEXT HOLDINGS 社外取締役、日本オラクル株式会社 社外取締役
株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer、近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

通信及びインターネット業界における豊富な経験を有し、同分野において教鞭をとるなど深く広い見識を以て活躍する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回)に皆勤で出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。
また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年であります。

■ 独立性について

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております(注)。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 同氏は、当社の取引先である株式会社KADOKAWAの取締役を兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の連結売上高に対する当社グループとの取引金額の割合は2%未満であります。

再任 社外 独立

7 いい じま かず のぶ
飯 島 一 暢



生年月日 1947年 1 月 4 日生
所有する当社の株式数 5,000株

■ 略歴・地位・担当

1972年 4 月 三菱商事株式会社入社
1995年 4 月 三菱商事株式会社 本社メディア放送事業部長
1997年 5 月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社
2001年 6 月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)執行役員 経営企画局長
2004年 6 月 株式会社WOWOW 社外取締役
2006年 6 月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)取締役経営企画局長

2007年 4 月 スカパーJSAT株式会社(現:株式会社スカパーJSATホールディングス) 取締役
2007年 6 月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス) 常務取締役
2008年10月 株式会社フジテレビジョン 常務取締役
2012年 6 月 株式会社サンケイビル 代表取締役社長(現任)
2012年 9 月 当社 社外取締役(現任)
2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構 代表取締役会長
2017年 6 月 株式会社海外需要開拓支援機構 取締役会長

■ 重要な兼職の状況

株式会社サンケイビル 代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

メディア事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回中12回)に出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。
また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年であります。

■ 独立性について

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

再任 社外 独立

8 みず の みち のり
水 野 道 訓



生年月日 1958年 3 月 10 日生
所有する当社の株式数 3,794株

■ 略歴・地位・担当

1981年 4 月 株式会社CBS・ソニー(現:株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント)入社
2003年 2 月 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ 代表取締役社長
2005年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ(現:株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ)代表取締役執行役員副社長
2006年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ(現:株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ)代表取締役執行役員社長
2008年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブソリューション&ライツビジネスグループ 代表

2014年 2 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブCOO
2015年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役CEO
2015年 6 月 ソニー株式会社(現:ソニーグループ株式会社) 執行役員
2018年 6 月 ソニー株式会社(現:ソニーグループ株式会社) 常務執行役員
2019年 4 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役会長
2020年 6 月 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長(現任)
2020年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 顧問
2022年 9 月 株式会社ブシロード 社外取締役(現任)
2023年 6 月 株式会社ハピネット 社外取締役(現任)
2023年 9 月 当社 社外取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ブシロード 社外取締役、株式会社ハピネット 社外取締役、公益財団法人ソニー音楽財団 理事長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

エンタメ事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回)に皆勤で出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。
また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

■ 独立性について

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち1名(芦澤 美智子氏)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の再任をお願いするものであります。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

再任

社外

独立

あし ざわ み ち こ
芦 澤 美 智 子



生年月日 1972年10月23日生

所有する当社の株式数 ー

■ 略歴・地位・担当

1996年10月	KPMG センチュリー監査法人国際部 (現：有限責任あずさ監査法人)入社	2020年 6月	日本発条株式会社 社外監査役
2003年 4月	ソニー株式会社(現：ソニーグループ株式会社)入社	2022年 8月	スタンフォード大学客員研究員
2003年 9月	株式会社産業再生機構入社	2023年 9月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授 (現任)
2006年 2月	株式会社アドバンテッジパートナーズLLP(現：株式会社アドバンテッジパートナーズ)入社	2023年 9月	当社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2013年 4月	横浜市立大学 国際商学部 准教授		
2016年 6月	ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役(監査等委員)		
2018年 6月	NECネットエスアイ株式会社 社外取締役(指名・報酬委員会委員長)		

■ 重要な兼職の状況

慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

監査法人での公認会計士としての経験、産業再生機構での企業の変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、実務者・研究者として財務及び会計に関する深い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会及び監査等委員会(いずれも全13回)に皆勤で出席し、当社グループのコンプライアンスに関する有益な発言をいただいております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらの知見に基づき、当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、取締役会での助言や提言を期待しております。

上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

■ 独立性について

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(注)1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、同氏の再任が承認された場合は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであり、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。

4. 当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】

グリーンホールディングス株式会社 取締役会の構成

(※第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合)

番号	氏名	当社における地位及び担当	2025年度 各種会議体への出席回数			経験・専門性						
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	企業経営	当社事業における経験	業界における経験	テクノロジー	財務・会計	ガバナンス	法務・コンプライアンス・リスク管理
1	たなか よしかず 田中 良和	男性 代表取締役会長兼社長 最高経営責任者 (指名委員・報酬委員)	13回／13回	—	5回／5回	●	●					
2	ふじもと まさき 藤本 真樹	男性 取締役上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長	13回／13回	—	—	●	●		●			
3	おおや としき 大矢 俊樹	男性 取締役上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長	13回／13回	—	—	●	●	●		●		
4	しの さんく 小竹 讃久	男性 取締役上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長	12回／13回	—	—	●	●					
5	あらかい えいじ 荒木 英士	男性 取締役上級執行役員 メタバース事業本部長、IP事業本部長	13回／13回	—	—	●	●					
6	なつの たけし 夏野 剛	社外 男性 独立委員 社外取締役 (指名委員・報酬委員)	13回／13回	—	4回／5回	●		●				
7	いじま かずのぶ 飯島 一暢	社外 男性 独立委員 社外取締役 (指名委員長・報酬委員長)	12回／13回	—	5回／5回	●		●				
8	みずの みちのり 水野 道訓	社外 男性 独立委員 社外取締役 (指名委員・報酬委員)	13回／13回	—	5回／5回	●		●				
9	たかぎ けんいちろう 高木 憲一郎	社外 男性 独立委員 社外取締役である常勤監査等委員 (指名委員・報酬委員)	11回／11回	10回／10回	5回／5回			●		●	●	●
10	しま こういち 島 宏一	社外 男性 独立委員 社外取締役である監査等委員	12回／13回	13回／13回	—	●		●		●	●	●
11	わたなべ のぶゆき 渡辺 伸行	社外 男性 独立委員 社外取締役である監査等委員	13回／13回	13回／13回	—						●	●
12	あしざわ みちこ 芦澤 美智子	社外 女性 独立委員 社外取締役である監査等委員	13回／13回	13回／13回	—					●	●	●

取締役の社外役員数:7名 取締役の女性役員数:1名

※各取締役の各種会議体への出席回数は、いずれも2025年度の出席状況です。なお、年度途中で就任した場合は、就任後の出席回数を記載しています。

経験・専門性について



企業経営

迅速な意思決定と的確な経営資源の配分を通じ、持続的な成長と企業価値の向上を実現する。



当社事業における経験

当社事業への深い理解に基づき、現場の知見を経営判断に活かし、事業課題の解決を推進する。



業界における経験

業界動向と競争環境を俯瞰的に捉え、的確な成長戦略の策定により、当社の競争優位性を確立する。



テクノロジー

先端技術を経営に取り込み、事業モデルの変革や業務改革を推進し、当社の競争力強化と成長を牽引する。



財務・会計

健全な財務基盤のもと、資本効率を意識した経営を行い、的確な財務戦略で市場の信頼を獲得する。



ガバナンス

経営監督機能の実効性を高め、透明・公正な意思決定を確保し、信頼されるガバナンス体制の基盤を支える。



法務・コンプライアンス・リスク管理

リスクを予見・分析し、実効的な管理体制を構築するとともに、法令を遵守し、健全かつ公正な事業活動を支える。

第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2024年9月27日開催の第20回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する金銭報酬として、年額500百万円以内(うち社外取締役に對しては60百万円以内)とすることにつき、ご承認をいただいております。また、係る金銭報酬とは別枠で、2021年9月28日開催の第17回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く上級執行役員)に對し総額1,000百万円以内の範囲内で時価総額条件付ストック・オプションとしての新株予約権を発行するための報酬等につきご承認をいただいております。このほか、上記の報酬枠とは別枠で、2022年9月27日開催の第18回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ)及び上級執行役員(取締役に兼務する者及び国内非居住者を除く。以下同じ)を対象とする信託型株式報酬制度を導入し、当社が信託に拠出する金員の上限は、5事業年度を対象として2,500百万円とし、取締役及び上級執行役員に對して交付及び給付(以下「交付等」といいます)する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます)の数の上限は、5事業年度を対象として325万株とすることにつき、ご承認をいただいております。今般、信託型株式報酬制度の対象者を取締役及び執行役員(取締役に兼務する者及び国内非居住者を除く。以下取締役と併せて「対象取締役等」といいます)に拡大するとともに、業績評価期間を毎事業年度から連続する3事業年度とし、当社株式等の交付等の時期を毎年から対象取締役等の退任時へ改定するなど、信託型株式報酬制度の内容を一部改定することにつき(以下改定後の信託型株式報酬制度を「本制度」といいます)、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、中長期的な業績拡大及び企業価値の向上を目指すにあたり、対象取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主様と共有することで、意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力及び将来的な時価総額向上へのインセンティブをより高めることを目的としており、現行の信託型株式報酬制度の改定は相当であると考えております。

本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は時価総額条件付ストック・オプションを廃止し、今後、新たに新株予約権の付与を行わないこととします。また、対象取締役等の職務内容等を踏まえ、引き続き2022年9月27日開催の第18回定時株主総会においてご承認いただいた現行の信託型株式報酬制度に沿った当社株式等の交付等を行う可能性があります、その場合においても、交付等する当社株式等の金額及び株式数等は本議案においてご承認いただいた内容の枠内で運用するものとします。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は9名(うち社外取締役は3名)であり、第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる当社の取締役の員数は5名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれます。しかしながら本議案では、執行役員が本制度の開始後に新たに取締役に就任する可能性があること、また、取締役に兼務する執行役員が取締役に退任する可能性があること等を踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、対象取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

(ご参考) 現行の株式報酬制度と本議案承認後の株式報酬制度の違い

	報酬の内容	対象者	報酬の上限
現行	時価総額条件付ストック・オプション	・取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く上級執行役員)	<総額> 1,000百万円 <新株予約権の総数(新株予約権の目的である当社普通株式の数)> 2万個(200万株)／1年
	当社普通株式(株式交付時に換価処分し、金銭を給付する場合あり)	・取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く) ・上級執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く)	<当社が拠出する金員の上限> 2,500百万円／5年 <対象者に交付等される当社株式等の数の上限> 325万株／5年
本議案承認後	当社普通株式(株式交付時に換価処分し、金銭を給付する場合あり)	・取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く) ・執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く)	<当社が拠出する金員の上限> 2,500百万円／5年 <対象者に交付等される当社株式等の数の上限> 325万株／5年

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。(詳細は(2)以降のとおり)

ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後1年が経過するときまで継続保有するものとします。

1. 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く)及び執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く)
2. 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限(下記(2)のとおり)	5事業年度からなる対象期間を対象として拠出する金員の上限は2,500百万円
・ 信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の上限 ・ 当社株式の取得方法(下記(2)及び(3)のとおり)	・ 当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役等に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は325万ポイント ・ 上記の上限ポイント数の1事業年度あたりの平均である65万ポイントの当社発行済株式総数(2025年6月30日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.36% ・ 当社株式は、株式市場又は当社(自己株式処分)から取得(今般の改定に際しては、当社株式の取得は行わない予定)
3. 業績達成条件の内容(下記(3)のとおり)	役位及び業績達成度等に応じて変動
4. 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり)	退任時 ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後1年が経過するときまで継続保有する

(2)当社が拠出する金員の上限

本制度は、2023年6月30日で終了する事業年度から2027年6月30日で終了する事業年度までの5事業年度及び以降の各5事業年度(以下「当初対象期間」といいます)及び以降の各5事業年度(以下「対象期間」と総称します)を対象とします。

当初対象期間においては、2022年9月27日開催の第18回定時株主総会におけるご承認に基づき設定された信託(以下「本信託」といいます)を利用しますので、本信託への金員の追加拠出及び当社株式の追加取得は行わない予定です。当社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント(下記(3)のとおり)の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

当社は、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託を設定し、又は信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております(当該信託契約の変更及び追加信託がなされた場合には、本信託の設定がなされたものと同様に扱う)。本信託を延長する場合、信託期間を5年間延

長し、信託期間の延長以降の5事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計2,500百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分)から取得するとともに、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く)及び金銭(以下「残存株式等」といいます)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、2,500百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時(上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時)で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

本制度において当社が拠出する金員の上限については、2022年9月27日開催の第18回定時株主総会にてご承認頂いた現行の信託型株式報酬制度から変更はございません。

(3)対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、原則、対象取締役等の役位及び対象期間における各事業年度から連続する3事業年度を対象とする業績評価期間(ローリング方式)の業績目標の達成度等に基づき、業績評価期間終了後一定の時期に付与されるポイントにより定まり、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。ただし、本制度への改定後、報酬委員会における審議を経たうえで、企業価値向上へのインセンティブを与えることや株主様との利害共有を促すこと等を目的として、対象取締役等に対し、業績目標の達成度にかかわらず、対象取締役等の役位等に応じてポイントが付与されることがあります。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て又は株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、5事業年度あたり325万ポイントを上限とします。対象期間中に本信託が取得する株式数は、係るポイントの上限に相当する325万株を上限とします。

上記(2)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における5事業年度あたりの当社株式等の総数の上限も同様とし、当該上限は、現行の信託型株式報酬制度における上限から変更はございません。

(4)対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

当社株式等の交付等の時期は対象取締役等の退任時となります。

受益者要件を充足した対象取締役等は、付与ポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの付与ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。なお、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後1年が経過するときまで継続保有するものとします。

(5)クローバック制度等

対象取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役等に対し、本制度において当社株式等の交付等を行う予定の受益権の没収(マルス)並びに交付等を行った当社株式等相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(6)本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【ご参考①】

役員報酬等の内容の決定に関する方針等につきましては、本株主総会において第3号議案が承認可決されることを条件に、以下のとおり変更いたします。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(1)個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

- 報酬水準

外部専門機関 による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較したうえで、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

- 報酬構成

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」並びに業績連動報酬である短期インセンティブとしての「単年度賞与」及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成されております。なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うこと、監査等委員は客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから、それぞれ基本報酬のみを支給します。

(2)金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績との連動性・株主様との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価時の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね1：1：1としております。

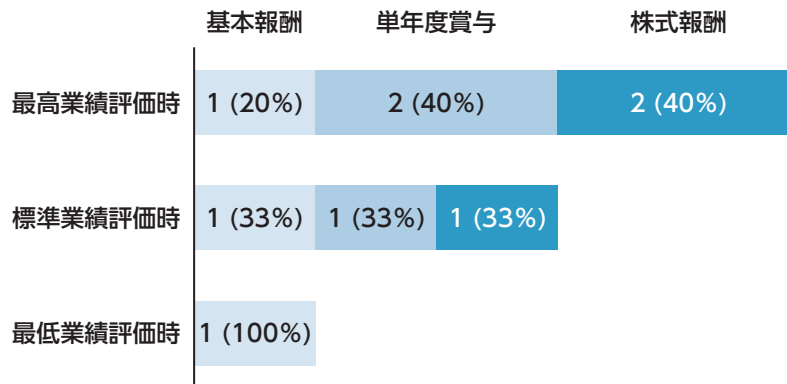
(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

- 当社は取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会での諮問並びに取締役会での審議を経て、株主総会での決議の範囲内で決定しております。
- 固定報酬である基本報酬については、取締役会で決議した金額を支給しております。
- 変動報酬である単年度賞与、業績連動型株式報酬については、取締役会で決議した標準額・インセンティブカーブに基づいて業績連動指標の実績を反映した上で、報酬委員会において、評価期間における達成度及び各指標に関連する事項の進捗等を含めて総合的に考慮の上、最終的な支給率を決定しております。
- 個人業績評価に基づいて支給額を決定する個人業績連動報酬については、CEOについては報酬委員会、CEO以外についてはCEOが評価を行って報酬委員会に提案を行い、報酬委員会がその内容を確認したうえで評価を決定して支給額を算出しております。
- また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員の報酬額の範囲内で、各監査等委員の報酬額を、監査等委員の協議によって決定しております。

【ご参考②】

新しい役員報酬制度の詳細については以下のとおりです。

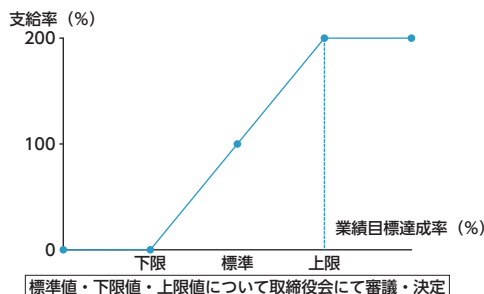
- 役員報酬ポリシー
 - 外部人材市場・内部公平性・経営状況を勘案し、公正かつ競争力のある報酬水準とする
 - 業績向上を動機づけるため、業績連動性の高い報酬構成とする
 - 株主様との利害共有のため、株主価値との連動性の高い株式報酬制度とする
 - 経営戦略を踏まえた業績指標を選定し、挑戦的かつ達成可能な目標設定とする
 - 客観性・透明性のある報酬制度及び報酬決定プロセスとする
- 報酬水準
 - 外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較したうえで、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。
- 報酬構成
 - 業績との連動性・株主様との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価時の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね 1：1：1 としております。(例としてCEOのものを記載)



- 報酬制度の内容
 - 職責に応じた堅実な職務遂行の促進を目的とした「基本報酬」、単年度の目標達成への動機づけを目的とした「単年度賞与」、中長期的な企業価値向上への動機づけ・株主様との利害共有を目的とした「株式報酬」を導入しております。

報酬の種類		目的	業績指標	業績評価期間	報酬の内容
基本報酬	固定	・ 職責に応じた堅実な職務遂行の促進	—	—	・ 職責に応じて報酬水準を決定する報酬テーブルに基づいて決定した額を毎月支給
単年度賞与		・ 単年度の目標達成への動機づけ	・ 連結売上高 ・ 連結営業利益 ・ 事業売上高 ・ 事業営業利益	単年	・ 報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議された算出方法に基づき、単年度の業績によって支給率を0～200%で変動
			・ 個人評価		・ 報酬委員会で個人業績の評価を行い、支給率を0～200%で変動 * CEO以外はCEOが評価を行い報酬委員会がその内容を確認したうえで支給額を決定
株式報酬	変動	・ 中長期的な企業価値向上への動機づけ ・ 株主との利害共有	・ 相対TSR ・ 営業利益CAGR	3年	・ 毎事業年度、株式報酬標準額を株価で除算した数のポイントを付与 ・ 報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議された算出方法に基づき、3年後の業績によってポイント数を0～200%で変動 ・ ポイント数が確定後、退任時にポイントを株式に変換 ・ 自社株保有ガイドラインにより、基本報酬の300%（CEOにおいては600%）に相当する価値の株式数を超えるまでは売却を制限

- 単年度賞与・株式報酬算定方法
 - 標準業績評価時に100%、最高業績評価時に200%、最低業績評価時に0%の支給率となるように、各評価指標に関し、インセンティブカーブを設計しております。



以上

事業報告

(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

※「当事業年度の事業の状況（事業の経過及び成果）」「主要な営業所」「従業員の状況」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「対処すべき課題」につきましては、法令及び定款の定めに基づき、交付書面への記載を省略しております。

①設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は5百万円で、その主な内容は、オフィス設備費用及び備品購入費用等であります。

②重要な組織再編等の状況

当社は、2024年8月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年1月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行し、当社が営むGREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれらに関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務の一部を、新設した株式会社グリーンに承継させるとともに、当社の商号を「グリーン株式会社」から「グリーンホールディングス株式会社」に変更しております。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社セコイア	東京都 港区	3	不動産投資及び有価 証券投資	被所有 53.6	従業員の出向

(注) 親会社等との取引に関する事項

- 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
当社は、親会社である株式会社セコイアより出向料の受取を行っておりますが、取引内容及び条件につきましては、出向契約に基づき公正かつ適切なものにしております。
- 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社は、上場企業としての独立性を確保しており、取締役会の独自の意思決定に基づき経営及び事業活動を行っております。
- 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社WFS	東京都 港区	100	ゲーム事業	所有 100.0	役員の兼任 3 名 資金の預り
(連結子会社) 株式会社グリー	東京都 港区	101	GREE Platform事業	所有 100.0	役員の兼任 3 名 資金の預り
(連結子会社) REALITY株式会社	東京都 港区	10	メタバース事業	所有 100.0	役員の兼任 3 名 資金の貸付
(連結子会社) グリーエンターテインメント 株式会社	東京都 港区	101	IP事業	所有 100.0	役員の兼任 2 名 資金の預り
(連結子会社) グリーエックス株式会社	東京都 港区	100	DX事業	所有 100.0	役員の兼任 1 名 資金の貸付

- (注) 1. 上記に含まれない連結子会社は19社、持分法適用会社は 1 社であります。
2. 株式会社ポケラボにつきましては、2025年 1 月 1 日付けで株式会社WFSを存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外いたしました。
3. 2024年 8 月21日に株式会社グリーを設立し、同社を連結子会社といたしました。
4. Glossom株式会社につきましては、2025年 2 月 1 日付けでグリーエックス株式会社へ商号変更をいたしました。

2.会社役員に関する事項

(1)取締役に関する事項(2025年6月30日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
田中 良和	代表取締役 会長兼社長	最高経営責任者 株式会社セコシア 代表取締役社長
藤本 真樹	取締役	上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長 デジタル庁 最高技術責任者 株式会社グリー 代表取締役社長
大矢 俊樹	取締役	上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資事業本部長 グリーエンターテインメント株式会社 取締役 株式会社WFS 取締役 株式会社グリー 取締役
荒木 英士	取締役	上級執行役員 メタバース事業本部長、IP事業本部長 REALITY株式会社 代表取締役社長 グリーエンターテインメント株式会社 取締役
小竹 讃久	取締役	上級執行役員 最高戦略責任者 事業開発室長、コーポレート副本部長 REALITY株式会社 取締役 グリーエックス株式会社 取締役 株式会社WFS 取締役
前田 悠太	取締役	取締役上級執行役員 ゲーム事業本部長 REALITY株式会社 取締役 株式会社WFS 取締役 株式会社グリー 取締役
夏野 剛	取締役(社外)	トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ドワンゴ 代表取締役社長 株式会社U-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル株式会社 社外取締役 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授
飯島 一暢	取締役(社外)	株式会社サンケイビル 代表取締役社長
水野 道訓	取締役(社外)	株式会社ブシロード 社外取締役 株式会社ハピネット 社外取締役 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長
高木 憲一郎	取締役(社外) 常勤監査等委員	—
島 宏一	取締役(社外) 監査等委員	株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 UTグループ株式会社 社外取締役(監査等委員)
渡辺 伸行	取締役(社外) 監査等委員	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
芦澤 美智子	取締役(社外) 監査等委員	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授

- (注)1. 取締役 夏野剛氏、飯島一暢氏及び水野道訓氏並びに監査等委員である取締役 高木憲一郎氏、島宏一氏、渡辺伸行氏及び芦澤美智子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 高木憲一郎氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席、日常的な情報収集、会計監査人及び内部監査室との連携によって得られた情報を他の監査等委員と共有することにより、監査等委員会の監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役 渡辺伸行氏は、弁護士の資格を有しており、法務、コンプライアンス及び企業統治に関する高い専門性を有しております。また、監査等委員である取締役 島宏一氏は、財務部門での実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員である取締役 芦澤美智子氏は、公認会計士としての実務経験及び研究者として経営管理全般に関する深い見識を有しております。
4. 当事業年度中に辞任した取締役又は解任された取締役はありません。
5. 当社と他の法人等(社外役員の兼職先)との関係
- ①当社と株式会社KADOKAWAとの間には、持株会社体制への移行前においてゲームの共同開発、運用及びゲームのコラボによるロイヤルティの支払い等に関する取引関係がありました。
- ②その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2)取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	184 (40)	64 (40)	119 (-)	9 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	41 (41)	41 (41)	- (-)	5 (5)

- (注)1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し、使用人分給与相当額195百万円を支給しております。
2. 当期末の取締役(監査等委員を除く)の員数は9名、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、2024年9月27日開催の第20回定時株主総会において、金銭の報酬枠として年額500百万円以内(うち、社外取締役分60百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない)とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役(監査等委員を除く)は9名(うち社外取締役は3名)であります。また、2022年9月27日開催の第18回定時株主総会において、対象取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く)に対して交付等される非金銭である信託型株式報酬について、金額の上限を2,500百万円/5年、当社株式等の数の上限を325万株/5年とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役は6名であります。また、2022年6月30日で終了した事業年度における代表取締役への業績及び貢献に鑑みた株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与を最後に、それ以降、株式報酬型ストック・オプションを廃止しております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬額は、2020年9月29日開催の第16回定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(全員が社外取締役)であります。

5. 監査等委員会は、取締役会の諮問機関である、社外取締役3名、社外取締役である常勤監査等委員1名及び代表取締役会長1名の計5名で構成される報酬委員会が審議した取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等について、その決定の方針・考え方及び審議プロセスを確認しました。それらについて異議はなく、その結果、報酬等の内容は妥当であると判断しております。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権、及び信託型株式報酬となっております。

(3)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、2022年8月開催の取締役会において以下のとおり決定いたしました。なお、当該決定に際しては、あらかじめその内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

①個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額については、優秀な人材を確保し続けるために競争力のある報酬体系となるよう、業績、当該取締役の役割責任の大きさ、従業員給与との均衡等を考慮し、国内外の同業種又は同規模の他企業と比較の上で決定する。

社内取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬としての信託型株式報酬、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションにより構成し、社外取締役及び社内取締役(非業務執行取締役)の報酬は、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬としての基本報酬のみで構成する。

固定報酬としての基本報酬は月例、信託型株式報酬は、取締役の在任中に付与したポイントに基づき、毎年、株式の交付及び株式の換価処分相当額の金銭の支給を行う。他方、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションは、導入時に一括して支給を行うものとする。

②金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬については、上記方針を基とし、全社業績への責任及び役割に応じて固定報酬と株式報酬の比率を設定する。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

基本報酬については、株主総会での決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、個人別の額を決定する。

信託型株式報酬については、株主総会での決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により決定された株式交付規程に基づき個人別の付与ポイントを決定する。

権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会の諮問

機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により募集事項を決定したうえで、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長が個人別の割当個数を決定する。

(4)個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度における各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、当社グループの経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきという理由から、取締役会決議に基づき、代表取締役会長田中良和が決定しております(担当は事業報告 会社役員に関する事項をご参照)。その権限の内容は、固定報酬に関して、取締役の報酬等の決定方針に基づいた報酬額の算出であります。その決定にあたっては、上記(3)③「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項」に記載の検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役(監査等委員を含む)、執行役員及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員となっており、全ての取締役は当該保険契約の被保険者に含まれます。

②保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

以上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.



サステナビリティレポート「OUR ACTIONS」は、グリーグループが掲げる「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というミッションのもと、さまざまな分野における取り組みを毎年ご紹介しているものです。

グリーグループが考える“サステナビリティ”



インターネットによる 社会課題の解決

グリーグループはIT技術によって成長し、活動が続けてきた企業です。インターネットの力で社会課題を解決することで、その恩恵を社会に還元したいと考えています。



多様性のある 社会実現への貢献

多様な価値観を尊重しその社会実現に貢献することで、企業市民としての役割を果たしたいと考えています。



安心安全な インターネット社会の構築

インターネットサービスを運営する企業として、インターネットをより楽しく使っていただくために、安心安全な利用環境の維持と向上に努めています。

これまで私たちは、気候変動リスクへの対応、情報セキュリティの啓発を通じたデジタル社会の安全確保、そして教育分野への貢献など、持続可能な社会の実現に向けたさまざまな活動に取り組んでまいりました。

本レポートを通じて、こうした具体的なアクションと私たちのコミットメントを皆さまと共有し、透明性のある情報開示を通じて企業価値の向上に努めてまいります。ぜひご覧ください。

OUR ACTIONS 2025

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/our-actions/2025/>



第21回定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

■事業報告

I. 企業集団の現況

- ・ 当事業年度の事業の状況
- ・ 主要な営業所
- ・ 従業員の状況
- ・ 財産及び損益の状況
- ・ 主要な事業内容
- ・ 対処すべき課題

II. 会社の現況

- ・ 会社の株式に関する事項
- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会社役員に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項

III. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

IV. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書(ご参考)

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を一部を除き省略しております。

グリーンホールディングス株式会社

■事業報告

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループはゲーム事業、メタバース事業、IP事業、DX事業、投資事業の各セグメントにおいて積極的な投資に取り組んでまいりました。この結果、当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高57,111百万円（前連結会計年度比6.8%減）、営業利益4,860百万円（同18.7%減）となりました。経常利益は為替差損が前連結会計年度より大きく増加し3,760百万円（同47.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益1,194百万円（同74.2%減）となりました。

なお、当社グループは、従来「ゲーム・アニメ事業」、「メタバース事業」、「DX事業」、「コマース事業」、「投資事業」、「その他」に区分しておりましたが、2024年7月1日付けでコマース事業本部をDX事業本部に統合する組織変更を行ったことに伴い、当連結会計年度より「コマース事業」を「DX事業」に統合して区分することといたしました。

また、2025年4月1日付けでIP事業本部を設立したことに伴い、当連結会計年度より「ゲーム・アニメ事業」で展開してきたアニメ・ライセンス関連事業及び報告セグメント外の「その他」に含めていたマンガ関連事業を新設した「IP事業」に区分することといたしました。さらに、「ゲーム・アニメ事業」について事業内容をより適正に表示するため「ゲーム事業」へ名称を変更いたしました。

対前連結会計年度の増減及び増減率については、前連結会計年度の数値を変更後の区分方法に組み替えた数値に基づいて作成しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

①ゲーム事業

既存スマートフォンゲームの長期運営体制による収益安定化及び海外展開による収益力向上に取り組むとともに新規タイトルの開発を進め、新規スマートフォンゲームを当連結会計年度にリリースしました。新規スマートフォンゲームの貢献が一定ありながらも、当連結会計年度においては既存タイトルを中心とした事業運営となり軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高36,936百万円（前連結会計年度比14.2%減）、営業利益4,596百万円（同29.8%減）となりました。

②メタバース事業

プラットフォーム事業において、スマートフォン向けメタバース「REALITY」のコンテンツ拡充及び機能拡充を進めるとともに、グローバル展開を進めてまいりました。また、費用効率化による収益構造の改善にも取り組み、損益が大きく改善しました。VTuber事業における積極的な投資を継続しながらも、メタバース事業全体で堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,276百万円（前連結会計年度比14.2%増）、営業利益660百万円（同220.1%増）となりました。

③IP事業

当社グループで長年取り組んできたアニメやマンガ等のIP・コンテンツ領域の事業について、市場における重要性が増してきていること等を考慮し、2025年4月1日付けでIP事業本部を設立し、当連結会計年度より当セグメントを新設しました。当連結会計年度においてはライセンス事業が軟調に推移しながらも、当セグメントにおける新規事業の本格的な立ち上げに向けた投資等を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,737百万円（前連結会計年度比4.1%減）、営業利益282百万円（同76.2%増）となりました。

④DX事業

リカーリング型の事業構造への転換に向けた積極的な投資を継続しながらもDX事業全体で計画通り進捗し、堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,041百万円（前連結会計年度比3.0%増）、営業利益922百万円（同1.9%減）となりました。

⑤投資事業

インターネット・IT領域を中心に投資するベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資に取り組んでまいりました。投資先ファンドからの収益は増加したものの、投資先ファンドにおける保有株式等の評価替えの影響により軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,346百万円（前連結会計年度比26.9%増）、営業損失413百万円（前連結会計年度は営業損失88百万円）となりました。

2. 主要な営業所(2025年6月30日現在)

(1) 当社

本社 東京都港区

(2) 子会社

第21回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち交付書面記載事項）の事業報告1. 企業集団の現況(2)重要な親会社及び子会社の状況に記載のとおりであります。

3. 従業員の状況(2025年6月30日現在)

(1) 企業集団の状況

従業員数（名）
1,489 [957]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 当社の状況

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
123 [176]	40.2	6.9	8,653

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

回次	第18期	第19期	第20期	第21期 (当連結会計年度)
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高 (百万円)	74,906	75,440	61,309	57,111
経常利益 (百万円)	14,106	13,086	7,123	3,760
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,121	9,278	4,630	1,194
純資産額 (百万円)	90,930	92,549	95,530	93,647
総資産額 (百万円)	116,730	124,806	128,788	132,897
1株当たり純資産額 (円)	521.76	539.35	555.13	542.93
1株当たり当期純利益金額 (円)	54.58	54.07	27.10	6.98
自己資本比率 (%)	77.4	73.7	73.7	70.0
自己資本利益率 (%)	9.6	10.2	5.0	1.3
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	1,560 〔1,080〕	1,610 〔1,166〕	1,580 〔1,032〕	1,489 〔957〕

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

回次	第18期	第19期	第20期	第21期 (当事業年度)
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高 (百万円)	14,919	11,949	9,617	6,012
経常利益 (百万円)	7,732	5,218	5,843	5,554
当期純利益 (百万円)	5,984	2,958	4,779	3,609
純資産額 (百万円)	83,155	61,701	64,082	65,917
総資産額 (百万円)	101,270	92,514	97,114	103,782
1株当たり純資産額 (円)	477.20	358.89	371.82	381.79
1株当たり当期純利益金額 (円)	32.27	17.24	27.98	21.08
自己資本比率 (%)	81.6	66.2	65.5	63.0
自己資本利益率 (%)	6.0	4.1	7.7	5.6
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	365 〔466〕	363 〔484〕	328 〔247〕	123 〔176〕

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
3. 当事業年度より持株会社体制へ移行したことに伴い、GREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれらに従事する従業員を新設した事業子会社へ承継させたため、当社の従業員数が前事業年度末に比べ大幅に減少しております。

5. 主要な事業内容(2025年6月30日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社24社の計25社で構成され、ゲーム事業、メタバース事業、IP事業、DX事業、投資事業を展開しております。

(1) ゲーム事業

WFSでは各種スマートフォンゲームの開発・運営を行い、多数の人気タイトルを国内及びグローバルに配信しており、GREE Studiosではコンシューマゲームの企画・開発を展開しております。また、グリーでは、ソーシャルゲーム向けプラットフォーム「GREE」の運営・開発を行っております。

(2) メタバース事業

スマートフォン向けメタバース「REALITY」の開発・運営や多彩なタレントをマネジメント・プロデュースするVTuber事務所の運営等を行っております。

(3) IP事業

アニメやマンガといったコンテンツ領域でコンシューマ向け及び法人向け事業を幅広く展開しております。

(4) DX事業

長期にわたりインターネット事業を展開する当社グループだからこそできる、マーケティング領域を中心としたクライアント企業のDX支援や各種SaaSの展開等を行っております。

(5) 投資事業

「フェンド投資」「スタートアップ投資」の2つを通じて、日本国内並びに海外のインターネット・IT領域を中心に投資し、ITによるイノベーションに貢献し、新たな価値創造に取り組んでおります。

6. 対処すべき課題

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、グループ全体で各種の経営施策に取り組んでおります。当社グループは以下のとおり、対処すべき重要課題を定めております。

(1) ゲーム事業

ゲーム事業は、既存タイトルの長期安定運用と収益性の改善を通じて収益基盤を強化するとともに、新規ヒットタイトルの安定的な創出を目指してまいります。あわせて、自社開発だけでなく開発受託案件やコンシューマゲームの企画・開発等も積極的に推進し、マルチプラットフォーム展開を基本とした開発体制を強化することで、収益機会の最大化を図ってまいります。

(2) メタバース事業

メタバース事業は、収益力の強化と成長に向けた投資の両立を継続してまいります。スマートフォン向けメタバース「REALITY」は収益力強化を一層推進し、事業の安定的な成長を目指してまいります。また、成長著しいVTuber事業は、国内外でのタレント育成・発掘及びコンテンツ拡充への投資を継続し、更なる事業規模の拡大と新たな収益機会の創出に取り組んでまいります。

(3) IP事業

IP事業は、継続的な成長の柱とすべく、長年にわたる実績を有するアニメ事業等でIPを獲得・創出し、マーチャンダイジング事業等の新規事業においてIPを活用するサイクルを拡大させ、事業規模の拡大を目指してまいります。

(4) DX事業

DX事業は、グループ全体の利益基盤を底堅く支え継続的に成長する姿を目指し、DXソリューション事業とDXコンサルティング事業の2軸で、リカーリング型収益モデルへの転換を加速させてまいります。

(5) 投資事業

投資事業は、安定的な利益貢献を目指し、インターネット・IT領域を中心に投資する国内外の主要VCファンド及びスタートアップへの投資を中長期で継続して取り組んでまいります。

(6) 組織体制の強化と内部統制及びリスクマネジメント体制の強化

当社グループは、更なる事業成長のため各事業分野で活躍できる優秀な人材の採用及び育成に取り組んでまいります。また、各事業セグメントにおいて潜在する各種リスク群も踏まえて、リスクマネジメント体制の充実及び一層の強化を図ってまいります。

Ⅱ. 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

(1) 大株主(上位10名)(2025年6月30日現在)

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社セコイア	96,000	53.53
田中 良和	14,844	8.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,339	5.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・7 6 1 6 6 口)	5,216	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・7 6 7 5 9 口)	2,765	1.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,182	1.22
藤本 真樹	1,842	1.03
STATE STREET BANK A ND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	1,199	0.67
STATE STREET BANK A ND TRUST COMPANY 5 0 5 1 0 3	1,144	0.64
J Pモルガン証券株式会社	1,114	0.62
計	135,649	75.64

(注)1. 当社は、自己株式419千株を保有しております。

2. 所有株式数の割合は自己株式を控除して計算しております。

(2) 株式に関する重要な事項

① 株式の総数(2025年6月30日現在)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	640,000,000
計	640,000,000

② 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2021年6月30日	－	242,249,700	△2,267	100	－	2,365
2021年7月1日～ 2022年6月30日	△62,500,000	179,749,700	－	100	－	2,365
2022年7月1日～ 2023年6月30日	－	179,749,700	－	100	－	2,365
2023年7月1日～ 2024年6月30日	－	179,749,700	－	100	－	2,365
2024年7月1日～ 2025年6月30日	－	179,749,700	－	100	－	2,365

③ 所有者別状況(2025年6月30日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	13	34	101	202	87	28,241	28,678	－
所有株式数(単元)	－	202,198	31,712	966,344	213,187	465	382,981	1,796,887	61,000
所有株式数の割合(%)	－	11.24	1.76	53.76	11.86	0.03	21.33	100.00	－

(注)1. 自己株式419,308株は、「個人その他」に4,193単元及び「単元未満株式の状況」に8株を含めて記載しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式7,981,605株は、「金融機関」に79,816単元及び「単元未満株式の状況」に5株を含めて記載しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した信託型株式報酬の内容は次のとおりです。

		株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	43,500株	6名
	社外取締役	－	－
取締役(監査等委員)		－	－

(注) 当社の信託型株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役の報酬等の額」に記載しております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

取締役が有している新株予約権等の内容及び新株予約権等を有する者の人数
(2025年6月30日現在)

	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	行使期間 (注) 2	行使条件	新株予約権を 有する者の 人数 (注) 5
第7回 新株予約権	1,135個	普通株式 113,500株 (注) 1	新株予約権 1個につき 57,200円	1株当たり 1円	2015年10月15日 ～ 2025年10月14日	(注) 3・4	2名
第8回 新株予約権	731個	普通株式 73,100株 (注) 1	新株予約権 1個につき 53,300円	1株当たり 1円	2016年10月14日 ～ 2026年10月13日	(注) 3・4	2名
第9回 新株予約権	1,069個	普通株式 106,900株 (注) 1	新株予約権 1個につき 76,600円	1株当たり 1円	2017年10月13日 ～ 2027年10月12日	(注) 3・4	2名
第10回 新株予約権	1,052個	普通株式 105,200株 (注) 1	新株予約権 1個につき 48,200円	1株当たり 1円	2018年10月12日 ～ 2028年10月11日	(注) 3・4	3名
第11回 新株予約権	995個	普通株式 99,500株 (注) 1	新株予約権 1個につき 45,800円	1株当たり 1円	2019年10月11日 ～ 2029年10月10日	(注) 3・4	4名
第12回 新株予約権	1,260個	普通株式 126,000株 (注) 1	新株予約権 1個につき 50,000円	1株当たり 1円	2020年10月14日 ～ 2030年10月13日	(注) 3・4	6名
第13回 新株予約権	11,970個	普通株式 1,197,000株 (注) 1	新株予約権 1個につき 82,700円	1株当たり 1円	2021年10月14日 ～ 2031年10月13日	(注) 3・4	5名
第14回 新株予約権	727個	普通株式 72,700株 (注) 1	新株予約権 1個につき 81,000円	1株当たり 1円	2021年10月14日 ～ 2031年10月13日	(注) 3・4	6名
第15回 新株予約権	1,243個	普通株式 124,300株 (注) 1	新株予約権 1個につき 77,700円	1株当たり 1円	2022年10月14日 ～ 2032年10月13日	(注) 4	1名

(注) 1. 新株予約権 1個につき100株

2. 新株予約権割当契約において、段階的に権利行使が可能となる旨の定めがあります。
3. 当該新株予約権または新株予約権を有する者について当社による当該新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた当該新株予約権の行使は認められないものとしております(ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合を除く)。
4. 当該新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしております。
5. いずれも当社取締役(監査等委員である取締役を除く)であり、社外取締役は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(社外)	夏野 剛	当事業年度開催の取締役会13回のうち全回に出席し、主に通信及びインターネット業界における豊富な経験から当社グループの経営全般に関する発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、審議事項に対する適切な関与・助言を行っております。
取締役(社外)	飯島 一暢	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主にメディア業界における豊富な経験から当社グループの経営全般に関する発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員長として、審議事項に対する適切な関与・助言を行っております。
取締役(社外)	水野 道訓	当事業年度開催の取締役会13回のうち全回に出席し、主にエンタメ業界と企業経営に関する豊富な経験から当社グループの経営全般に関する発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、審議事項に対する適切な関与・助言を行っております。
取締役(社外) 常勤監査等委員	高木 憲一郎	当社取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち全回、監査等委員会10回のうち全回に出席しました。通信及びインターネット事業会社における、事業企画・経営管理並びに監査役としての豊富な経験と識見に基づき、常勤監査等委員として当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会での助言や提言をしております。
取締役(社外) 監査等委員	島 宏一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査等委員会13回のうち全回に出席しました。管理部門及び監査役としての幅広い知見と経験に基づき、監査等委員として当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会での助言や提言をしております。
取締役(社外) 監査等委員	渡辺 伸行	当事業年度開催の取締役会13回のうち全回、監査等委員会13回のうち全回に出席しました。弁護士としての専門的見地から企業法務、インターネットサービス関連法務に関する見識に基づき、監査等委員として当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会での助言や提言をしております。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(社外) 監査等委員	芦澤 美智子	当事業年度開催の取締役会13回のうち全回、監査等委員会13回のうち全回に出席しました。監査法人での公認会計士としての実務経験、産業再生機構での企業変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、研究者として経営管理全般に関する深い見識を有しており、当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会での助言や提言をしています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社グループと各取締役(業務執行取締役等である者を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 継続監査期間

19年間

(4) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項以外の業務である個人情報管理体制の整備及び運営に関する助言業務を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合など解任または不再任が妥当だと判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は経営理念等を定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底を図り、職務執行が適正かつ公正に行われるように常に心掛けて当社グループの事業を推進する。
- ② 当社は「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」等を策定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、社会規範、企業倫理等に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。
- ③ 当社子会社は「グループ規程」に基づき、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守が適切に行われる体制をとる。
- ④ 当社は当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
- ⑤ 当社は内部通報窓口を内部監査部門・法務部門及び外部弁護士事務所に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに当該窓口へ報告することを定め、当社グループの問題の早期発見・未然防止を図る。
- ⑥ 当社及び当社子会社は、ハラスメントの相談窓口を人事部門に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人はハラスメントを目撃した場合等には、直ちに当該窓口に報告することを定める。
- ⑦ 当社及び当社子会社は定期的にコンプライアンスに関しての社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と内部通報制度の周知を図る。
- ⑧ 当社及び当社子会社は法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した取締役及び使用人に対し、厳正な処分を課す。
- ⑨ 当社及び当社子会社は市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じることがないよう毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
- ⑩ 関連法規及び基準に則った報告の作成手続等を社内規程に定めたうえで遵守し、組織内外への報告、適時適切な開示を実施する。

- ⑪ 内部監査活動を効率的・効果的に推進するため、内部監査の実施に関する基本的事項を定めた「内部監査規程」を策定し、監査対象組織等から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、独立・客観的な立場で、グループ全体に対しガバナンス、リスクマネジメント及び内部統制の各プロセスの妥当性・有効性の評価並びに提言を行う。内部監査部門は代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び被監査部門に報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員会が随時閲覧できる体制を構築する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、多様化するリスクに備えて「リスクマネジメント規程」を策定する。取締役会、グループ経営会議及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- ② 当社子会社は「グループ規程」に基づき、当社の支援のもと、当該子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクマネジメントに関する体制を自ら構築し、これを阻害するリスク事象全般について当社へ報告する。
- ③ 当社は当社及び当社子会社のリスクマネジメントに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
- ④ 内部監査部門によるリスク管理体制及びリスク管理の実施状況の監査により、リスクの早期発見・解決を図る。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進するとともに、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。

- ② 当社は、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置し、一部の業務執行の決定について取締役会から権限委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
 - ③ 業務執行における責任体制を確立し業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を「グループ規程」「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程において明文化し周知徹底する。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会室等の使用人は監査等委員会を補助する。
- (7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会室等の使用人は監査等委員である取締役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - ② 当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については予め常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員会は取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会・グループ経営会議等においてその内容を確認することができる。
 - ② 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員会はこれらを閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。

- ③ 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。

(9) 当社子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。

(10) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

(11) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の遂行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社はリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるためにコーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を13回開催したほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制について

当社はリスクの軽減・顕在化予防の推進及び迅速な対処のため「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、当社グループのビジネスにおいて想定されるリスクごとにグループリスク主管部門を設置し、社会環境や事業環境を勘案のうえ各リスクに適切に対応すること等によりグループリスクマネジメント体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守を徹底することを目的に、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」等を制定し、当社及び当社子会社の役員並びに従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また問題の早期発見・未然防止を図るため、「コンプライアンス規程」及び「内部通報に関する細則」に基づき、内部通報窓口を内部監査部門・法務部門及び外部弁護士事務所に設置しております。当事業年度において内部通報窓口に通報された案件に関しては速やかに調査のうえ、取締役会に報告いたしました。

(4) 子会社管理について

「グループ規程」等の社内規程に基づき、子会社における職務の執行のうち重要なものについて当社は事前審査・承認を行い又は当社子会社より報告を受けました。また、当社の取締役会は当社グループ業績の月次報告を受けて、当社グループの経営目標の進捗状況等に係る確認及び審議をしております。

(5) 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また監査等委員は取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を実施いたしました。監査等委員会と会計監査人は、会計監査に係るプロセス・監査上重要な会計項目・内部統制の整備運用状況等について意見交換と情報共有を適宜実施いたしました。監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置しております。監査等委員会室のスタッフは内部監査室を兼務しておりますが、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。また人事異動・考課等は常勤監査等委員の同意のもとに行われるものとするにより、業務執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

IV. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、2025年8月6日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当4.5円に創立20周年記念配当10円を加えた14.5円(配当金総額は2,600百万円)といたしました。

■連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期	科目	(ご参考)前期	当期
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	49,788	48,851	1年内償還予定の社債	—	9,000
売掛金及び契約資産	7,410	7,149	未払法人税等	1,600	796
未収入金	2,316	2,075	契約負債	5,037	3,794
営業投資有価証券	22,106	20,705	賞与引当金	668	521
金銭の信託	27,500	35,000	未払金	6,602	6,497
有価証券	—	50	その他	1,112	992
その他	3,214	3,610	流動負債合計	15,021	21,602
貸倒引当金	△59	△22	固定負債		
流動資産合計	112,276	117,419	長期借入金	—	9,000
固定資産			社債	16,700	7,700
有形固定資産			その他	1,536	947
建物及び構築物	1,783	1,612	固定負債合計	18,236	17,647
工具、器具及び備品	370	244	負債合計	33,257	39,250
有形固定資産合計	2,154	1,856	純資産の部		
無形固定資産			株主資本		
その他	6	4	資本金	100	100
無形固定資産合計	6	4	資本剰余金	2,362	2,362
投資その他の資産			利益剰余金	96,443	94,816
投資有価証券	9,230	9,933	自己株式	△5,608	△5,399
繰延税金資産	2,342	1,111	株主資本合計	93,298	91,879
その他	3,133	2,884	その他の包括利益累計額		
貸倒引当金	△356	△310	その他有価証券評価差額金	1,431	1,154
投資その他の資産合計	14,351	13,617	為替換算調整勘定	216	△4
固定資産合計	16,511	15,477	その他の包括利益累計額合計	1,648	1,150
資産合計	128,788	132,897	新株予約権	487	499
			非支配株主持分	96	118
			純資産合計	95,530	93,647
			負債純資産合計	128,788	132,897

連結損益計算書

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期
売上高	61,309	57,111
売上原価	27,068	27,902
売上総利益	34,240	29,209
販売費及び一般管理費	28,258	24,348
営業利益	5,981	4,860
営業外収益		
受取利息	117	232
受取配当金	15	70
為替差益	1,170	—
暗号資産評価益	22	19
その他	21	15
営業外収益合計	1,347	338
営業外費用		
支払利息	160	190
為替差損	—	1,246
支払手数料	31	1
その他	13	1
営業外費用合計	205	1,439
経常利益	7,123	3,760
特別利益		
投資有価証券売却益	72	77
その他	0	—
特別利益合計	72	77
特別損失		
固定資産除却損	21	0
投資有価証券評価損	—	86
関係会社株式売却損	—	102
その他	—	4
特別損失合計	21	193
税金等調整前当期純利益	7,174	3,644
法人税、住民税及び事業税	2,610	1,462
法人税等調整額	△21	1,034
法人税等合計	2,589	2,496
当期純利益	4,585	1,148
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△44	△46
親会社株主に帰属する当期純利益	4,630	1,194

連結包括利益計算書(ご参考)

(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(単位：百万円)

	前期	当期
当期純利益	4, 585	1, 148
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1, 138	628
為替換算調整勘定	150	△221
持分法適用会社に対する持分相当額	912	△904
その他の包括利益合計	△75	△497
包括利益	4, 509	650
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4, 554	696
非支配株主に係る包括利益	△44	△46

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2024年 7 月 1 日残高	100	2,362	96,443	△5,608	93,298
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,822		△2,822
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,194		1,194
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				208	208
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△1,627	208	△1,418
2025年 6 月30日残高	100	2,362	94,816	△5,399	91,879

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額 合 計			
2024年 7 月 1 日残高	1,431	216	1,648	487	96	95,530
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,822
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,194
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						208
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△276	△221	△497	11	21	△464
連結会計年度中の 変動額合計	△276	△221	△497	11	21	△1,882
2025年 6 月30日残高	1,154	△4	1,150	499	118	93,647

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	前期	当期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,174	3,644
減価償却費	343	305
受取利息及び受取配当金	△133	△303
支払利息	160	190
為替差損益(△は益)	△567	453
投資有価証券売却損益(△は益)	△72	△77
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△1,584	△390
投資有価証券評価損益(△は益)	—	86
売上債権の増減額(△は増加)	284	273
未収入金の増減額(△は増加)	△17	251
貸倒引当金の増減額(△は減少)	90	△81
預け金の増減額(△は増加)	△108	△109
前払費用の増減額(△は増加)	189	171
長期前払費用の増減額(△は増加)	△24	12
未払金の増減額(△は減少)	576	83
未払消費税等の増加額(△は減少)	△37	△66
契約負債の増減額(△は減少)	△882	△1,243
その他	365	△136
小計	5,756	3,063
利息及び配当金の受取額	133	303
利息の支払額	△155	△183
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△2,232	△2,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,502	674

(単位：百万円)

	前期	当期
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△138	△6
投資有価証券の取得による支出	△372	△29
投資有価証券の売却による収入	284	373
関係会社株式の売却による収入	39	—
関係会社貸付けによる支出	—	△15
敷金の差入による支出	△3	△4
敷金の回収による収入	173	1
その他	△7	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23	312
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	6,000	—
社債の償還による支出	△5,000	—
長期借入れによる収入	—	9,000
自己株式の取得による支出	—	△0
配当金の支払額	△1,973	△2,959
その他	△25	△16
財務活動によるキャッシュ・フロー	△999	6,023
現金及び現金同等物に係る換算差額	515	△398
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,994	6,613
現金及び現金同等物の期首残高	74,293	77,288
現金及び現金同等物の期末残高	77,288	83,901

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社名

株式会社WFS

株式会社グリー

REALITY株式会社

グリーエンターテインメント株式会社

グリーエックス株式会社

当連結会計年度において、株式会社グリー、GREE Capital US, LLC及びGREE Studios株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった株式会社ボケラボは連結子会社である株式会社WFSを、連結子会社であったQUANT株式会社は連結子会社であるグリーライフスタイル株式会社を、連結子会社であったジョブダ株式会社、REALITY XR cloud株式会社及びリミア株式会社は連結子会社であるグリーエックス株式会社を、それぞれ存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、Glossom株式会社は2025年2月1日付けでグリーエックス株式会社へ商号変更をしております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

グリービジネスオペレーションズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 1 社

主要な会社等の名称

AT-II 投資事業有限責任組合

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

グリービジネスオペレーションズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、STRIVE株式会社及びGREE LP Fund US I, LPの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社グループにおいて運営する「GREE」で配信しているゲームや他社プラットフォームで配信している各種アプリゲーム及びバーチャルライブ配信アプリ「REALITY」について、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. ライセンス収益

当社グループは、ゲーム配信権等の許諾を行っております。当該ゲーム配信権等の許諾に係る顧客からのライセンス収益については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質がライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であるとみなし、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 業務受託契約に関わる収益

当社グループは、ソフトウェア受託開発を行っております。当受託開発による顧客に対する履行義務は、顧客との契約内容に基づいて請負契約は成果物の提供を、委任契約は役務提供をそれぞれ履行義務として識別しております。進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約については、原価総額の見積額に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合によって算出した進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。委任契約については、契約期間に対する役務提供の経過期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の連結計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券(非上場株式)	2,005百万円
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	18,673百万円
投資有価証券(非上場株式)	2,052百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っています。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに、減損処理を行います。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益を構成する重要な要素であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,298百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式

179,749,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月1日 取締役会	普通株式	2,822	16.5	2024年 6月30日	2024年 8月22日

(注)2024年8月1日開催の取締役会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式への配当金136百万円を含めておりません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月6日 取締役会	普通株式	2,484	14.5	2025年 6月30日	2025年 8月21日

(注)2025年8月6日開催の取締役会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式への配当金115百万円を含めておりません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	113,500株	73,100株	106,900株	105,200株	99,500株	126,000株	1,197,000株	72,700株	124,300株
新株予約 権の残高	1,135個	731個	1,069個	1,052個	995個	1,260個	11,970個	727個	1,243個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金、社債及び長期借入金で賄っており、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。当社グループは、投資事業として非上場株式及び投資事業有限責任組合等への投資を行っております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、投資事業有限責任組合等への投資は主にグリーキャピタルマネジメント株式会社より行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

金銭の信託は合同運用指定金銭の信託等であり発行体の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合出資であります。これらは、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、固定金利無担保のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金銭の信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。業務提携に関する株式及び投資事業組合出資は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「金銭の信託」、「有価証券」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
営業投資有価証券			
その他有価証券	25	25	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券	5,500	5,421	△78
その他有価証券	2,380	2,380	—
資産計	7,906	7,828	△78
長期借入金	9,000	9,007	7
社債	16,700	16,557	△142
負債計	25,700	25,564	△135

(注) 市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
営業投資有価証券(非上場株式)	2,005
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	18,673
投資有価証券(非上場株式)	2,052

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
営業投資有価証券 その他有価証券 株式	25	—	—	25
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,380	—	—	2,380
資産計	2,406	—	—	2,406

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	5,421	—	5,421
資産計	—	5,421	—	5,421
長期借入金 社債	—	9,007 16,557	—	9,007 16,557
負債計	—	25,564	—	25,564

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	ゲーム事業	メタバース事業	IP事業	DX事業	投資事業	計		
有料課金収入	33,859	6,945	0	—	—	40,805	—	40,805
業務受託収入	1,889	—	—	4,691	—	6,581	—	6,581
ライセンス収入	618	—	1,605	—	—	2,224	—	2,224
投資収入	—	—	—	—	1,100	1,100	—	1,100
その他	545	1,303	119	2,035	—	4,004	148	4,153
顧客との契約から生じる収益	36,914	8,248	1,725	6,727	1,100	54,716	148	54,865
その他の収益(注)	—	—	—	—	2,246	2,246	—	2,246
外部顧客への売上高	36,914	8,248	1,725	6,727	3,346	56,962	148	57,111

(注) その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権(当期首)	7,260
顧客との契約から生じた債権(当期末)	6,930
契約資産(当期首)	150
契約資産(当期末)	218
契約負債(当期首)	5,037
契約負債(当期末)	3,794

契約資産は、請負契約において進捗度に応じた収益計上に関わる未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,170百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。

当該残存履行義務は、主にゲーム事業及びIP事業のライセンス収益に関連するものです。2年超の残存履行義務は、今後のライセンス収益の契約期間にわたり収益を認識します。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	466
1年超2年以内	243
2年超	823

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	542円93銭
1株当たり当期純利益金額	6円98銭

■計算書類

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期	科目	(ご参考)前期	当期
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	46,810	46,699	1年内償還予定の社債	—	9,000
売掛金	973	122	未払金	2,072	1,298
未収入金	1,561	1,473	未払法人税等	506	—
金銭の信託	27,500	35,000	契約負債	1,692	1,082
その他	739	783	預り金	10,377	8,338
貸倒引当金	△23	—	賞与引当金	390	279
流動資産合計	77,561	84,079	その他	447	330
固定資産			流動負債合計	15,486	20,328
有形固定資産			固定負債		
建物	1,703	1,536	長期借入金	—	9,000
構築物	11	9	社債	16,700	7,700
工具、器具及び備品	310	225	資産除去債務	790	798
有形固定資産合計	2,024	1,770	関係会社事業損失引当金	13	12
無形固定資産			その他	42	25
ソフトウェア	0	—	固定負債合計	17,545	17,536
無形固定資産合計	0	—	負債合計	33,032	37,864
投資その他の資産			純資産の部		
投資有価証券	7,173	8,354	株主資本		
関係会社株式	1,865	446	資本金	100	100
関係会社長期貸付金	13,354	13,467	資本剰余金		
繰延税金資産	1,037	270	資本準備金	2,365	2,365
その他	1,178	1,168	資本剰余金合計	2,365	2,365
貸倒引当金	△7,081	△5,775	利益剰余金		
投資その他の資産合計	17,528	17,931	その他利益剰余金	66,560	67,415
固定資産合計	19,553	19,702	繰越利益剰余金	66,560	67,415
資産合計	97,114	103,782	利益剰余金合計	66,560	67,415
			自己株式	△5,608	△5,399
			株主資本合計	63,417	64,480
			評価・換算差額等		
			その他有価証券	177	937
			評価差額金	177	937
			評価・換算差額等合計	177	937
			新株予約権	487	499
			純資産合計	64,082	65,917
			負債純資産合計	97,114	103,782

損 益 計 算 書

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期
売上高	9,617	6,012
売上原価	3,320	1,989
売上総利益	6,297	4,023
販売費及び一般管理費	5,161	2,209
営業利益	1,135	1,814
営業外収益		
受取利息	121	242
受取配当金	4,790	2,836
為替差益	289	—
貸倒引当金戻入益	—	1,265
その他	11	12
営業外収益合計	5,212	4,356
営業外費用		
支払利息	166	199
為替差損	—	415
貸倒引当金繰入額	293	—
関係会社事業損失引当金繰入額	13	—
支払手数料	31	1
営業外費用合計	504	616
経常利益	5,843	5,554
特別利益		
投資有価証券売却益	18	—
特別利益合計	18	—
特別損失		
投資有価証券評価損	40	—
関係会社株式評価損	—	1,232
関係会社株式売却損	—	102
固定資産除却損	9	—
その他	—	4
特別損失合計	50	1,339
税引前当期純利益	5,811	4,214
法人税、住民税及び事業税	990	259
法人税等調整額	41	346
法人税等合計	1,031	605
当期純利益	4,779	3,609

株主資本等変動計算書

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2024年7月1日残高	100	2,365	2,365	66,560	66,560	△5,608
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△2,822	△2,822	
当期純利益				3,609	3,609	
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						208
会社分割による増加				67	67	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	854	854	208
2025年6月30日残高	100	2,365	2,365	67,415	67,415	△5,399

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額 等 合 計		
2024年7月1日残高	177	177	487	64,082
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,822
当期純利益				3,609
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				208
会社分割による増加				67
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	760	760	11	772
事業年度中の変動額合計	760	760	11	1,835
2025年6月30日残高	937	937	499	65,917

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、当該損失見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ．子会社からの経営指導料に関わる収益

当社における経営指導料に関わる収益は、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供に応じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり受託業務の提供に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ．受取配当金

配当における収益は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、2025年1月1日付けで会社分割により持株会社体制に移行しており、移行前の収益及び費用の計上基準は、上記イ及び下記ハであります。

ハ．顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社において運営する「GREE」で配信しているゲーム及び他社プラットフォームで配信している各種アプリゲームについて、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	473百万円
---------------	--------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表」3. 会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,174百万円
--------------------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	1,518百万円
短期金銭債務	8,725百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	1,496百万円
-----	----------

営業費用	533百万円
------	--------

営業取引以外の取引による取引高	2,790百万円
-----------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	8,400,913株
------	------------

自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が保有する当社株式7,981,605株を含めております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,897百万円
契約負債	379百万円
減価償却超過額	64百万円
株式報酬費用	90百万円
投資有価証券	187百万円
関係会社株式	9,666百万円
その他	639百万円

繰延税金資産小計

12,926百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △11,928百万円

評価性引当額 △11,928百万円

繰延税金資産合計 997百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△514百万円
その他	△212百万円

繰延税金負債合計 △727百万円

繰延税金資産の純額 270百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権 等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	株式会社セコイ ア(注1)	被所有 直接 53.6	従業員の出向	出向料の受取 (注2)	29	未収入 金	3

(注) 1. 当社代表取締役会長兼社長最高経営責任者田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2. 出向料の受取については、出向契約書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権 等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社WFS	所有 直接 100.0	資金の運用 役員の兼任	資金の回収	1,291	預り金	5,641
				利息の支払 (注1)	6	—	—
子会社	REALITY株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収	1,816	関係会社長期 貸付金 (注2)	1,817
				利息の受取 (注1)	2	—	—
子会社	REALITY Studios 株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	789	関係会社長期 貸付金 (注3)	1,853
				利息の受取 (注1)	1	—	—
子会社	グリーエックス 株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	322	関係会社長期 貸付金 (注4)	1,995
				利息の受取 (注1)	0	—	—
子会社	グリーキャピタル マネジメント 株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,580	関係会社長期 貸付金	5,213
				利息の受取 (注1)	4	—	—

(注) 1. 資金の運用利率及び貸付利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. REALITY株式会社への貸付に対し、合計876百万円の貸倒引当金を計上しております。

3. REALITY Studios株式会社への貸付に対し、合計1,803百万円の貸倒引当金を計上しております。

4. グリーエックス株式会社への貸付に対し、合計1,224百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	381円79銭
1株当たり当期純利益金額	21円08銭

11. その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2024年8月22日開催の取締役会に基づき、2025年1月1日付けで会社分割により持株会社体制へ移行し、当社が営むGREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれらに関して有する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の一部を、分割準備会社として設立した株式会社グリーンに承継するとともに、商号を「グリーン株式会社」から「グリーンホールディングス株式会社」に変更いたしました。

(1)取引の概要

①対象となった事業の内容

GREE Platform事業、開発共通部門の一部

②企業結合日

2025年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社100%子会社である株式会社グリーンを吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

分割会社：グリーンホールディングス株式会社

承継会社：株式会社グリーン

⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、インターネットの新たな可能性を開拓することを通じて、世の中に新しい価値を提供し続けていくことを目指しております。変化の激しいインターネット業界において、今後、事業環境の変化がこれまで以上に大規模かつ速い速度で進行していくことが想定されるなか、持続的成長及び企業価値向上を実現することを目的として、持株会社体制に移行いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

グリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 慎 吾
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グリーホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が

監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

グリーンホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 慎 吾
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーンホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書

日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、「第21期 監査等委員会監査計画」上の監査の方針と職務の分担等に従い、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他の重要な会議・委員会等に出席するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室等から定期的に報告を受け、法令等遵守及びリスク管理体制等を含む会社の業務及び財産の状況を調査しました。
グループ会社監査の観点からは、子会社の取締役及び監査役と相互に情報と意見を交換し、内部監査室からグループ会社の監査状況について報告を受けました。また必要に応じて子会社に赴き、その業務の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及びロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 8 月21日

グリーホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高木 憲一郎 ㊞

監査等委員 島 宏一 ㊞

監査等委員 渡辺 伸行 ㊞

監査等委員 芦澤 美智子 ㊞

- (注) 監査等委員高木憲一郎、島宏一、渡辺伸行及び芦澤美智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



グリーンホールディングス株式会社

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
(連絡先) 東京都府中市日鋼町1-1
電 話 0120-232-711(通話料無料)
(返還先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使サイトのご案内

スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、
ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)に以下のID、
パスワードにてログイン後に議決権を行使いただけます。



【ご注意事項】

議決権行使については上記ご案内のとおり、
議決権行使サイト「e-Voting」での行使が大変便利ですので
是非こちらをご利用ください。
書面にて議決権行使をご希望の株主様は、上記議決権行使
サイトへログインいただき、「議決権行使書」のページを
印刷のうえ、賛否を記入し、ご自身でご用意の封筒に入れて
切手を貼付いただき、ご郵送ください。
(お手続きメニュー>【議決権行使書】ボタンを押下して
表示されたページを印刷ください。)

<書面にて議決権行使される場合の郵送先>

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
決算事務担当 気付
株式会社09902 行

■完全オンライン株主総会のご案内(当日出席)

当日出席を希望される株主様は、当社指定のウェブサイト『グリーン
株主総会Portal』を通じてご出席ください。
当該ウェブサイトのURL、ログインID、パスワード等は以下のとおりです。
(場所の定めのない株主総会のため、会場のご用意はございません)

【グリーン株主総会Portal】 ※オープン予定：2025年9月12日(金)～

URL : <https://web.sharely.app/login/ghd2025>



←ログインID(15桁) 及びパスワードはこちら
左ページ「議決権行使サイトのご案内」に記載の「ログインID(ハイフンを除く15桁)」
及び「仮パスワード」をご利用ください。

【出席の手順】
株主総会当日、『グリーン株主総会Portal』にログイン後、「出席」ボタン
を押下してください。
※配信開始は13時30分を予定しております。

【アンケート&電子ギフトに関するお知らせ】
事前にネット行使をしていただいた株主様を対象に
アンケートを実施いたします。アンケートにご回答
いただいた株主様の中から、20名につき1名様に
電子ギフトとして500円分の「選べるキャッシュレス
ポイント」を進呈いたします。詳細は左頁にござ
います議決権行使サイト「e-Voting」にログインの上
ご確認ください。

※事前行使期限：2025年9月26日(金)18時30分まで



グリーンホールディングス株式会社 第21回定時株主総会招集ご通知 (アクセス通知)

事前アンケートおよび電子ギフトに関する
ご案内がございますので、お早めに内容をご確認ください。



株主各位

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリーンホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 田中良和

第21回定時株主総会招集ご通知（アクセス通知）

1. 日時

2025年9月29日(月) 14時
配信開始時刻は13時30分です。

2. 開催方法

場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）
詳細は裏面「完全オンライン株主総会のご案内（当日出席）」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

第21期（自2024年7月1日至2025年6月30日）

- (1) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件

4. 株主総会資料の電子提供

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっております。右ページの当社コーポレートサイト又はプロネクサス掲載サイトをご参照ください。

証券コード 3632

2025年9月12日

【当社コーポレートサイト】

URL : <https://hd.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【プロネクサス掲載サイト】

URL : <https://d.sokai.jp/3632/teiiji/>



■本株主総会運営についてのご案内

- ・本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ・通信障害等により、本株主総会を左記開催日時に開催することができない場合、2025年9月30日(火) 14時に延期いたします。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記当社コーポレートサイト及びプロネクサス掲載サイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・インターネット又は書面による事前の議決権行使ができます。インターネットで行使される株主様は裏面「議決権行使サイトのご案内」を、書面で行使される株主様は裏面【ご注意事項】をご参照ください。
- ・インターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針：①インターネットを使用することに支障のある株主様は、書面により事前に議決権を行使ください。②株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち交付書面記載事項）において場所の定めのない株主総会に関して分かりやすい形で情報提供を行います。③原則として事前質問はインターネットを利用した株主総会専用システムにより受け付けますが、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面による事前質問を受け付けます。株主様から受け付けた事前質問に関しましては、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、原則として受付方法にかかわらず、全ての質問及びこれに対する回答を株主総会後に当社コーポレートサイトに掲載します。

以上